



2022年7月28日

各位

会社名：新都ホールディングス株式会社
 代表者名：代表取締役社長 鄧 明輝
 (コード番号：2776 東証スタンダード)
 問合せ先 取締役 半田 紗弥
 電話 03-5980-7002

第三者割当による自己新株予約権（行使価額修正条項付）の処分に関するお知らせ

当社は、2022年7月28日開催の取締役会において、当社が2021年11月8日付にて取得した当社第6回新株予約権（以下、「第6回新株予約権」といいます。）について処分（以下、「本処分」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に係る詳細につきましては、2020年12月8日付けの「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権の取得に係る詳細につきましては、2021年11月8日付の「第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得に関するお知らせ」を、それぞれご参照ください。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年7月28日
(2) 新株予約権の総数	59,880 個
(3) 処分価額	総額 7,604,760 円 (新株予約権 1 個当たり 127 円)
(4) 当該処分による潜在株式数	5,988,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資金調達額	[538,920,000] 円 (内訳) 第6回新株予約権譲渡分 7,604,760 円 第6回新株予約権行使分 [531,315,240] 円 調達資金の額は、第6回新株予約権の譲渡金額の総額に、全ての第6回新株予約権が行使された場合に出资される財産の価額の合計額を合算した金額となります。第6回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第6回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、本、第三者割当による自己新株予約権（行使価額修正条項付）の処分に関するお知らせ「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。なお、新株予約権行使分の金額は、直近の修正後行使価額[90]円に基づき算出しております。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）に、修正日までの5取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の出来高加

	<p>重平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額) (以下「修正日価額」といいます。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 44 円 (以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。) を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、修正日にかかる修正後の行使価額が 176 円 (以下「上限行使価額」といい、調整されることがあります。) を上回る場合上限価額を 176 円とします。</p>				
(7) 処分方法及び処分先	<p>第三者割当 (譲渡) の方法</p> <table> <tr> <td>株式会社 Y. S. D</td> <td>29,940 個</td> </tr> <tr> <td>株式会社 協栄情報</td> <td>29,940 個</td> </tr> </table>	株式会社 Y. S. D	29,940 個	株式会社 協栄情報	29,940 個
株式会社 Y. S. D	29,940 個				
株式会社 協栄情報	29,940 個				
(8) その他	<p>①本第 6 回新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、第 6 回新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも 15 暦日前までに第 6 回新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を第 6 回新株予約権のそれぞれの処分価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、第 6 回新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。</p> <p>②当社は処分予定先との間で、処分期日までに第 6 回新株予約権に係る譲渡契約を締結する予定です。</p> <p>③当社と処分予定先の間で締結される予定の譲渡契約にて、第 6 回新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。</p>				

2. 処分の目的及び理由

当社グループは、2019 年 4 月 25 日付適時開示「中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、売り上げの拡大と収益力強化による将来に向けた盤石な事業基盤の形成を目指し、貿易事業を主体とした事業規模の拡大及び収益力の向上に取り組んでまいりました。本取組における中核施策として、当社代表取締役である鄧明輝氏が有する知見・ノウハウを生かしたプラスチック再生製品の輸出事業を見据え、営業体制構築とともに営業網の拡大に努めてまいりました。そして、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化と石油の元卸売価格の上昇により、プラスチック再生製品への需要が日に増して拡大していく中、当社は 2020 年 12 月 30 日を効力発生日とした簡易株式交換方式により、プラスチック再生加工における高い生産技術力を有する株式会社大都商會を完全子会社にしました。当社貿易事業における主力商品であるプラスチック再生製品領域における国内の競争力を高め、当社の事業規模拡大及び企業価値向上のために施策を講じておりますが、当社グループとしても運転資金の確保及び新規事業投資資金の調達が必要であると判断し、2020 年 12 月 8 日付「第三者割当による第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」のとおり、第三割当増資による資金調達を実施いたしました。

これにより、第 6 回新株予約権は、現在までに発行総数 111,100 個のうち 51,220 個の行使が行われ、当社は合計 388 百万円の資金調達を実現し、本社の運転資金等に充填することができました。

(当初企図した資金使途のうち、借入金の返済で 150 百万円、貿易事業 202 百万円、本社経費の 36 百万円に充填することができました。) 一方、第 6 回新株予約権の最終行使日は 2021 年 4 月 27 日であり、その後、株価の低迷等で第 6 回新株予約権の行使がなされない状況が継続していたため、当社は当初第 6 回新株予約権を発行した目的及び今後第 6 回新株予約権が行使される可能性等につき検討した結果、第 6 回新株予約権の発行要項に従い、2021 年 11 月 24 日を取得日とし、当該取得日において残存する第 6 回新株予約権の全部を 1 個につき当初の発行価格 (払込金額) と同額の 123 円で取得いたしました。

当社グループは第6回新株予約権の行使を受けることにより当初の使途としてまだ資金を確保できていない当社運転資金294百万円（内訳は、アパレル事業50百万円、不動産関連サービス事業50百万円、本社経費194百万円）、中国子会社への出資金110万円、新規事業への出資金150百万円（当初の最大確保見込み）のための資金として確保したいことに加え、石油資源価格の高騰により、当社運転資金の需要増加に備えるとともに、今後新たな事業展開と業容の拡大に向け、機動的な資金調達を行う必要が生じております。当社が現時点において保有する第6回新株予約権は、2021年11月8日付けで開示しました「第6回新株予約権の取得に関するお知らせ」のとおり、株価の低迷等で第6回新株予約権の行使がなされない状況が継続している中、そもそも第6回新株予約権を発行した目的は迅速な資金調達にあることに加え、今後の新たな事業展開と業容の拡大に向けて機動的に資金調達を行うことができるようにすることにありましたが、今後、第6回新株予約権が行使される可能性は小さく、このままでは第6回新株予約権の発行により当初予定していた資金調達を実現することは困難であると判断し取得したものであります。この第6回新株予約権を処分することが、現状に応じた機動的な取組に向けた資金調達が可能とし、至急性においても最善であると考えたことから、今般処分を行うことといたしました。

下記「6. 処分先の選定理由等（1）処分先の概要」で述べる株式会社Y.S.D及び株式会社協栄情報は、機動性の観点から第6回新株予約権の権利行使を速やかに実現していただける処分先であると判断いたしました。

なお、当社は、本処分を検討するにあたり、並行して、銀行借入れによるデッドファイナンスについても検討を進めてまいりました。当社の財務基盤を充実させ、貿易事業を始めとする当社運転資金における投下資金の確保を目的とする資金使途の性質、資金調達の実現可能性、足元の当社業績等から、銀行借入れによる資金調達は、不動産等の担保がある場合を除いて困難であると判断しました。加えて、自己資本比率の低下を招くとの理由から間接金融ではなく、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを慎重に考慮しつつ直接金融での資金調達を行うことといたしました。

公募による新株式発行については、現在の業績状況等に鑑み引受証券会社を見つけることは困難且つ調達に要する時間及びコストが本処分より割高であるため、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

新たに株式又は新株予約権を発行する第三者割当による資金調達につきましては、現時点の状況を反映した調達条件とは異なり新規発行にかかるコスト及びスピード面において最適な選択ではないと判断いたしました。

このような経緯をふまえ、当社が現時点における最善の選択として保有する自己新株予約権の処分を検討いたしました。第6回新株予約権発行時の行使価額は引き継がれるものの、現時点における第6回新株予約権の公正価値を反映するとともに、行使により取得した株式の売却の制限を設ける等、既存株主に配慮した上で行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	[538,920,000円]
(内訳)	
第6回新株予約権の処分	7,604,760円
第6回新株予約権の行使	531,315,240円
②処分諸費用の概算額	2,000,000円
③差引手取概算額	[529,315,240]円

- (注) 1. 処分諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
 2. 処分諸費用の概算額は、本新株予約権の公正価値算定費用800千円、契約書作成のための弁護士費用600千円及び信用調査費用600千円の合計であります。
 3. 第6回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額処分諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
 4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本処分により調達する資金の具体的な使途>

上記差引手取概算額 529,315,240 円につきましては、下記表記記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 日本本社運転資金	370	2022年3月～2022年12月
② 新規事業に対する資金	150	2022年3月～2022年12月

- (注) 1) . 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。また、新株予約権の行使による払込は、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は新株予約権の行使状況によります。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更がありうることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合、手元資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む。）、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。
- 2) . 上記の資金使途及び金額については、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。重要な変更が生じた場合には適時適切に開示いたします。
- 3) . 上記①②は、資金使途としての優先順位に従って記載しております。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、上記表中に記載の資金使途についての詳細は以下のとおりであります。

本処分による調達する資金額の差引手取概算額は合計[529,315,240]円となり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて管理する予定です。

当社グループは、前述のとおり売り上げの拡大と収益力強化による将来に向けた盤石な事業基盤の形成を目指し、貿易事業を主体とした事業活動を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大によりさまざまな影響が長期化すると予測されることから、世界・日本経済において極めて厳しい状況が続くものと思われまます。また、石油の元卸売価格の上昇と円安に加え、国際情勢も不安定な状況下において、貿易輸出事業を主体に行っている当社にとって運転資金の確保が喫緊の課題であります。その他、2020年12月8日付「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」のとおり、第三割当増資による資金調達を実施した際に予定していた資金使途に「新規事業に対する支出資金」として100百万円を計画していましたが、その後当初計画の遠隔医療事業につき、当社の資金調達が予定通りに実施できていなかったため滞っております。この件につき本日開催した取締役会にて、遠隔医療事業は一旦ストップし、その資金は当社が2021年10月15日付公表した「合弁会社の設立に関するお知らせ」のとおり、今後新規事業として展開するペット事業に88百万円を充当することになりました。残金は、今後当社がさらなる発展が期待できる廃金属商材加工に係る設備投資等の新規事業に充当していく予定です。次に、中国子会社に対する出資金110百万円も予定しておりましたが、現状では当初予定していた支定期日までに実行できる見込みが低いことから、本日開催した取締役会にて本件への支出を取止め、本処分による調達した資金を当社の主力であるプラスチック再生加工事業の決済資金に係る本社運転資金へ充当することにしました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本処分により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現し売上及び利益の向上にも資するとともに、当社の安定した業績拡大に寄与する合理的なものであると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的な内容

第6回新株予約権の払込金額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値

の算定実績及び本新株予約権の発行時の公正価値算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の価値算定報告書を取得いたしました。なお当該第三者算定機関と当社との間に利害関係はございません。

第6回新株予約権の発行価額の算定において、第6回新株予約権の発行要項及び処分先との間で締結する予定の新株予約権譲渡契約書に定められた諸条件を考慮し、127円と算定されました。

当該算定機関は第6回新株予約権の価値につき、権利行使期間（5ヵ月）、権利行使価額、当社株式の2022年7月27日の株価（99円）、株価変動率（ボラティリティ114.87%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（ $\Delta 0.123\%$ ）、当社の信用スプレッド（19.76%、想定格付け：CCC、デフォルト確率：24.62%）、当社の取得条項（コール・オプション）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて価値評価を実施しております。なお、算定上の行使タイミングは割当者がどちらの新株予約権も同時に行使するものとしております。

当社は、第6回新株予約権徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、第6回新株予約権の譲渡金額の決定方法及び第6回新株予約権の譲渡金額は合理的であると考えております。

また、当社は、第6回新株予約権の発行に際して、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額127円を参考に割当先との間で協議を経て、第6回新株予約権の1個の処分価額を当該評価額の127円といたしました。

本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より当社グループの今後の事業拡大の達成に向けた事業資金の必要性として、当社の今後の収益基盤の強化のためには本第三者割当での資金調達は望ましく、また結果として収益基盤の確保により当社の企業価値が向上する可能性を持つことから、選定した処分予定先と当社との関係は合理的に決定されており、さらには、払込金額（処分価額）は処分を受ける者に特に有利ではなく適法である旨の意見を受けております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第6回新株予約権がすべて行使された場合、増加する当社の普通株式の数5,988,000株に係る議決権の数は59,880個であり、本処分前の当社普通株式の発行済株式総数25,978,100株（総議決259,184個）の23.05%（議決権ベースで23.10%）に相当し株式の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途へ充当することにより、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに財務基盤の安定に資すると見込めることから、本件資金調達による株式の希薄化の影響は相対的に限定されると判断しております。

また、第6回新株予約権が行使された場合の最大交付株式数5,988,000株に対して、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高は964,586株であり最大交付株式数の16.11%にあたります。第6回新株予約権が行使された場合の最大交付株式数5,988,000株を残存期間である153日間で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は39,137株となり、上記1日当たりの平均出来高の4.1%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は処分先に対して当社株式を売却する場合には市場動向に最大限配慮するよう確認済みであることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

(3) 下限行使価額と上限行使額について

2020年12月8日付の「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は2020年12月28日付けで発行した第6回新株予約権の下限行使価額を44円、上限行使価額を176円と設定いたしました。これは2020年12月27日の当社株価の終値88円を基準とし、その50%を下限行使価額として、その200%を上限行使価額として設定したものであります。今般、①行使価額の修正条件は、可能な限り2020年12月28日発行時の条件を踏襲する ②2022年7月27日の当社株価の終値は99円であり、これは、2020年12月27日の当社株価の終値88円と比較してもその影響度は軽微であるとの観点から、本日付けの第6回新株予約権の処分における下限行使価額44円、上限行使価額176円を変更せずにそのまま使用することに問題はないと判断しております。

なお、本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、第6回新株予約権の下限行使価額44円及び上限行使価額176円は、上記記載の理由に照らした結果、処分先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を受けております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要①

(1) 名 称	株式会社 Y. S. D		
(2) 所 在 地	東京都台東区台東1-24-9ブライト秋葉原5階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 郝 振杰		
(4) 事業の内容	輸出入事業、デジタル貿易事業		
(5) 資本金	90,000,000円		
(6) 設立年月日	2014年7月17日		
(7) 発行済株式数	9,000株		
(8) 決算期	2月		
(9) 従業員数	6名		
(10) 主要取引先	株式会社コーワリミテッド、ユニ・ワールド株式会社、株式会社ビューティバンク、JMDジャパン株式会社、銀平グローバル株式会社、ジャパングッズ株式会社		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	郝振杰		100.00%
(13) 当事会社間の関係	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
	資 本 関 係	該当事項はありません。	

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位 ; 千円)		
決算期	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
純資産	△9,054	△8,915	△8,631
総資産	62,358	77,987	75,492
1株当たり純資産	—	—	—
売上高	53,051	44,061	30,391
営業利益又は営業損失(△)	△2,062	△1,861	147
経常利益又は計上損失(△)	144	138	854
当期純利益又は純損失(△)	74	138	284
1株当たり当期純利益又は純損失(△)	8.29円	15.40円	31.56円

(注) 1株当たり当期純利益に付き小数点第二未満を切り捨て、その他は千円未満を切り捨てております。

処分先の概要②

(1) 名 称	株式会社 協栄情報		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋人形町3-1-17		

	日本橋人形町石井ビル6F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 馮 海軍	
(4) 事業の内容	ソフトウェアおよびシステムの設計・開発事業	
(5) 資本金	100,000,000円	
(6) 設立年月日	2011年3月14日	
(7) 発行済株式数	100,000株	
(8) 決算期	12月	
(9) 従業員数	131名	
(10) 主要取引先	SCSK 株式会社 TDC ソフト株式会社 イオンアイビス株式会社 シャープ株式会社 株式会社日立製作所 富士ソフト株式会社	
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行	
(12) 大株主及び持株比率	馮 海軍	68.0%
	坪田 拓也	19.0%
	川口 恵美	9.0%
	周 晨	4.0%
(13) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	代表取締役馮 海軍氏は、当社の発行済株式の4.47%を所有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位；千円)		
	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
決算期			
純資産	138,346	205,767	279,929
総資産	534,961	642,738	651,892
1株当たり純資産	1,383.46円	6,427.38円	6,518.92円
売上高	2,092,771	2,150,712	2,239,453
営業利益又は営業損失(△)	59,279	78,000	87,253
経常利益又は計上損失(△)	61,388	93,961	104,735
当期純利益又は純損失(△)	40,492	67,421	74,162
1株当たり当期純利益又は純損失(△)	404.92円	674.21円	741.62円

(注) 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益に付き小数点第二未満を切り捨て、その他は千円未満を切り捨てております。

(2) 処分先を選定した理由

当社は2022年11月24日を取得日とし、残存する第6回新株予約権の全部取得することを決議いたしました。しかしながら、当社が第6回新株予約権を発行した目的は資金調達にあることに加え、当社を取り巻く事業環境の変化及び今後新たな事業展開と業務の拡大に向けて、より迅速に権利行使していただける譲渡先候補の選定が喫緊の課題であることを踏まえ、検討を進めて参りました。

a. 株式会社 Y. S. D

このような状況の中、2022年の3月頃、当社代表取締役である鄧明輝氏の友人であり物流業を営む株式会社MJの代表取締役国仲真衣氏によるご紹介で、株式会社Y. S. Dの代表取締役である郝振杰氏と面会することになりました。その後、東京都豊島区北大塚所在の当社本社ビル内会議室での直接の面談、数度にわたる電話やWeb. ミーティングを開催することで徐々に親交を深めながら、事業に係る業務提携の話しを進めてまいりましたが、5月に入り当社代表取締役の鄧明輝氏から第6回新株予約権の処分、行使に係る提案を事業の協業と並行して行ったところ、当社の経営方針及び事業成長ビジョンへのご賛同を得ると同時に、2022年7月28日付け「株式会社Y. S. Dとの包括業務提携の基本合意に関するお知らせ」でもお知らせしましたとおり、今後、当社の強みであるプラスチック再生品等の輸出入業務と株式会社Y. S. Dが持つ中国市場への輸出入業務との協業をより深めて行くと同時に、第6回新株予約権の引受けも考慮するとの意思表明を頂戴し、5月下旬に第6回新株予約権の引受承諾を取り付けました。また、株式会社Y. S. Dより当社に対して、相互の事業シナジーと純投資とをバランス良く調整することを目的とした出資であり、経営には関与しないとの承諾を頂いております。また、前項6. 処分先の選定理由等(1) 処分先の概要①(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態でお知らせしたとおり、株式会社Y. S. Dの直近2022年2月期純資産額は△8,631千円であることから、当社第6回新株予約権引受に対する意志や引受の際の障害の有無についても確認いたしました。株式会社Y. S. Dの代表取締役である郝振杰氏によれば、今後は郝振杰氏の個人資産を株式会社Y. S. Dに対し貸付けて、事業のV字回復を図りつつ当社との協業を模索しながら、共に成長を目指すとの強い表明を頂戴いたしました。当社といたしましても、郝振杰氏のこの心強い決意表明を頂戴することにより、株式会社Y. S. Dは、第6回新株予約権の行使を実施していただける蓋然性は高いと判断いたしました。

その他、第6回新株予約権は行使価額修正条項を付すことにより行使促進が期待できることから、資金調達の蓋然性に優位性がある一時的に過度な希薄化をもたらす可能性も否めない側面はあるものの、処分予定先である株式会社Y. S. Dは第6回新株予約権のスキームをよく理解しているため、市場動向を勘案しながら売却する意向等を示している点など総合的に勘案し、株式会社Y. S. Dを本処分先として適切であると判断し選定いたしました。

b. 株式会社 協栄情報

株式会社協栄情報の代表取締役 馮海軍氏とは2018年以降から4年以上にわたり相互の取引先情報や業界情報を定期的に交換し合うお付き合いがあり、また、馮海軍氏は、2022年1月末時点における当社発行済株式の4.47%を所有する大株主でもあります。2022年4月に入って、第6回新株予約権の処分、行使に係る提案を行ったところ、当社の経営方針及び事業成長のビジョンに対する共感を得るに至り、6月下旬に本新株予約権の引受承諾を取り付けました。また、株式会社協栄情報より相互の事業シナジーと純投資とをバランス良く調整することを目的とした出資であり、経営には関与しないとの承諾を頂いております。その他、第6回新株予約権は行使価額修正条項を付すことにより行使促進が期待できることから、資金調達の蓋然性に優位性がある一方、一時的に過度な希薄化をもたらす可能性も否めない側面はあるものの、処分予定先である株式会社協栄情報は第6回新株予約権のスキームをよく理解しているため、市場動向を勘案しながら売却する意向等を示している点など総合的に勘案し、株式会社協栄情報が本処分先として適切であると判断し選定いたしました。

(3) 処分先の保有方針及び行使制限措置

第6回新株予約権の処分先である株式会社Y. S. D及び株式会社協栄情報は、相互の事業シナジーと純投資とをバランス良く調整することを目標としており、短期的な売却に走るのではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却する旨を口頭で確認しております。特に、株式会社Y. S. Dにつきましては、同社代表取締役である郝振杰氏個人の資金を株式会社Y. S. Dへ貸付けることにより、同社が営む輸出入等の貿易事業に支障を来すことなく、かつ、株式取引状況を鑑みつつ売却する旨を口頭で確認しております。

また、処分先は第6回新株予約権につき行使するまでにおいて第三者への転売等の予定はなく、これを譲渡する場合は当社取締役会の承認が必要となります。その承認に際し、当社取締役会が譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、第6回新株予約権の保有方針

を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る権利・義務につき譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会が検討判断することとなります。また、当社取締役会において第6回新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

なお、当社と処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 協栄情報との間で締結する新株予約権譲渡契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換または行使制限について過不足なく以下のような措置を講じております。

- ① 本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の発行時における払込期日の当社上場株式数(25,978,100株)の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を上記処分先に行わせないこと。
- ② 上記処分予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めること。

(4) 処分先の払込に要する財産の存在について確認した内容

処分代金及び行使に要する代金につきましては、処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 協栄情報の銀行預金の残高を確認いたしました。なお、株式会社 Y. S. D につきましては、代表取締役である郝振杰氏より、郝振杰氏個人の資金を株式会社 Y. S. D へ貸付けた旨の報告を受けております。このため、第6回新株予約権の処分先の払込に要する財産に関して問題はないと判断いたしました。

(5) 処分先の実態

当社は、処分先と直接面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を確認し、また処分先並びにその役員または出資者が反社会勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。

また、上記に加え、独自に割当予定先、その主要株主及び役員(以下「割当予定先等」といいます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の信用調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼しました。当該調査報告書において、処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 協栄情報が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

以上により処分先及びその役員、主要株主につき反社会的勢力との関係がないものと総合的に判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

当社は、処分先と直接面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を確認し、また処分先並びにその役員または出資者が反社会勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。ネット媒体(日経テレコン等)による調査を実施した結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

7. 処分後の大株主および持株比率

本件により、新都ホールディングス株式会社の持株比率が変更になります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数にする 所有議決権数 の割合
トウメイハウ	東京都文京区	3,340,918	12.88%	3,340,918	10.47%
DADU (HONGKONG) CO., LIMITED (常任代理人 劉媚)	"FLAT/RMc 3F., CAMERON COMMERCIAL	3,126,500	12.06%	3,126,500	9.79%
株式会社 Y. S. D	東京都台東区台東1-24-9 ブライイト秋葉原5階	—	—	2,994,000	9.38%
株式会社 協栄情報	東京都中央区日本橋人形町3-1-17 日本橋人形町石井ビル6F	—	—	2,994,000	9.38%
馮海軍	東京都江東区	1,160,000	4.47%	1,160,000	3.63%

COSMO LADY(CHINA) HD CO.,LTD(常任代理人 IPAX総合法律事務所)	RM3004 30FWEST TOWER SHUN TAK CENTRE 168-200 CONNAUGH ROAD CENTRAL HK(東京都港区北青山1丁目3-2)	1,010,100	3.89%	1,010,100	3.16%
SATURDAY CO.,LTD(常任代理人 孫晶)	NO. 2, QING' ANROAD, GUICHENG SUB-DISTRITNAN HAI DISTRICT, FOSHAN CITY GUANGDONG (さいたま市浦和区)	1,010,100	3.89%	1,010,100	3.16%
Auカブコム証券株式	東京都千代田区大手町1-3-2経団連会館6階	968,000	3.73%	968,000	3.03%
有限会社進栄商興 代表取締役 秋山龍太	鎌ヶ谷市道野辺本町2-9-1	925,400	3.57%	925,400	2.90%
KEEN COUNTRY LIMITED(常任代理人 董莉)	6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK(千葉県市川市)	798,200	3.07%	798,200	2.50%
マネックス証券株式 代表取締役 清明祐子	東京都港区赤坂1-12-32	414,501	1.59%	414,501	1.29%
堀尾 知靖	武蔵野市	325,000	1.25%	325,000	1.01%
計	—	13,078,719	50.45%	19,066,719	59.75%

- (注) 1. 2022年1月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年1月31日現在の総議決権数 259,781 個に、本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数 59,880 個を加えて算定しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しています。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数にする所有議決権数の割合は、各々総議決権数から自己保有株式 58,200 株を控除した数で算出しています。また、いずれも小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
5. 2022年6月28日付で田賀健太郎氏より、2,953,000 株を保有した旨の大量保有報告書(変更報告書)が提出されましたが、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではなく、また、大株主順位についても確認できていないため、記載しておりません。

8. 企業行動規範上の手続き

第6回新株予約権は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

9. 今後の見通し

本件が、2023年1月期の業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後の業績に与える影響について開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
売上高	885,693	711,682	4,769,500
営業利益 又は 営業損失(△)	△294,820	△136,284	44,625
経常利益 又は 経常損失(△)	△321,646	△163,366	15,441
親会社株主に帰属する当期純利益	△327,599	△164,319	64,312

又は 当期純損失 (△)			
1株当たり当期純利益金額又は 純損失金額 (△) (円)	△22.28	△9.20	2.53
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産 (円)	18.97	25.98	34.42

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況 (2022年7月27日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	25,978,099株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

・第5回新株予約権 (行使価額修正条項付)

割当日	2020年12月28日
調達資金の額	197,890,800円 (内訳) 第5回新株予約権発行分 2,530,800円 第5回新株予約権行使分 195,360,000円 調達資金の額は、第5回新株予約権の払込金額の総額に、全ての第5回新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。第5回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第5回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、第5回新株予約権の発行要項「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。
募集時における発行済株式総数	17,447,000株
割当先	鄧明輝
当該募集による潜在株式数	2,220,000株 (新株予約権 1個につき 100株)
行使状況	2022年7月28日現在未行使
現時点における潜在株式数	2,220,000株

発行時における当初の資金使途	日本本社運転資金 内訳：貿易事業 197,000,000円
発行時における支出予定時期	2020年12月～2022年12月
現時点における充当状況	—

・第6回新株予約権 (行使価額修正条項付)

割当日	2020年12月28日
調達資金の額	902,465,300円 (内訳) 第6回新株予約権発行分 13,665,300円 第6回新株予約権行使分 888,800,000円 調達資金の額は、第6回新株予約権の払込金額の総額に、全て第6回新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。第6回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第6回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、第6回新株予約権の発行要項「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。

募集時における発行済株式総数	17,447,000 株
割当先	有限会社進栄商興
当該募集による潜在株式数	11,110,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
行使状況	2021 年 11 月 7 日までに 5,122,000 株 (51,220 個) が行使され、未行使分の 5,988,000 株 (59,880 個) につきましては、2021 年 11 月 8 日付の「第 6 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得に関するお知らせ」に記載しましたとおり、2021 年 11 月 24 日付けで当社が取得いたしました。
現時点における潜在株式数	5,988,000 株

発行時における当初の資金使途	①日本本社運転資金 532,000,000 円 内訳：i アパレル事業 50,000,000 円 ii 不動産関連サービス事業 50,000,000 円 iii 貿易事業 202,000,000 円 iv 本社経費 230,000,000 円 ②借入金の返済 150,000,000 円 ③中国子会社に対する出資金 110,000,000 円 ④新規事業に対する資金 100,000,000 円
発行時における支出予定時期	2020 年 12 月～2022 年 11 月
現時点における充当状況	①日本本社運転資金 238,000,000 円 内訳：i 貿易事業 202,000,000 円 ii 本社経費 36,000,000 円 ②借入金の返済 150,000,000 円

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2020 年 1 月期	2021 年 1 月期	2022 年 1 月期
始 値	148	81	56
高 値	150	85	57
安 値	145	81	55
終 値	148	83	57

② 最近 6 カ月間の状況

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始 値	56	80	106	176	147	104
高 値	57	85	109	177	154	104
安 値	55	80	105	170	145	99
終 値	57	84	109	173	149	100

③ 処分決議日前取引日における株価

	2022 年 7 月 27 日
始 値	107 円
高 値	124 円
安 値	98 円
終 値	99 円

以 上

新都ホールディングス株式会社第6回新株予約権
(発行要項)

1. 新株予約権の名称 株式会社新都ホールディングス第6回新株予約権
(以下、「第6回新株予約権」)

2. 第6回新株予約権の払込金額の総額 金 13,665,300 円

3. 申込期日 2020年 12月 28 日

4. 割当日及び払込期日 2020年 12月 28 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法によりすべての第6回新株予約権を有限会社進栄商興に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 第6回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 第6回新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 11,110,000 株(本第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記本項(3)号乃至(5)号により割当株式数が調整される場合には、本第6回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(3) 当社が第11項(3)号の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項(3)号に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項(3)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 第6回新株予約権の総数 111,100個

8. 第6回新株予約権の払込金額 新株予約権1個当り123円

9. 第6回新株予約権の行使に関して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする

(2) 本第6回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初80円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第

11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項(2)号を条件に、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日に、修正日までの5取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の加重平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする。

(2) ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が44円（以下「下限行使価額」といい、第11項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とし、176円（以下「上限行使価額」といい、第11項による調整を受ける。）を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本第6回新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行・} & \\ & & & \text{処分株式} & \times \text{1株当たりの} \\ & & \text{既発行} & & \text{払込金額} \\ & & \text{株式数} & + & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & & \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）

（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを

適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第6回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四

捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第6回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 第6回新株予約権の行使期間

2020年12月28日から2022年12月27日までとする。但し、2022年12月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

13. その他の第6回新株予約権の行使の条件

各本第6回新株予約権の一個未満の行使はできない。

14. 第6回新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本第6回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本第6回新株予約権の払込期日の翌日以降、15 暦日前までに本第6回新株予約権者に会社法第 273 条又は第 274 条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本第6回新株予約権の取得日に、本第6回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本6回新株予約権者(当社を除く)の保有する本第6回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本第6回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当

該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第 273 条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本第 6 回新株予約権 1 個あたりその払込金額と同額で、本第 6 回新株予約権者の保有する本第 6 回新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本第 6 回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 第 6 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第 6 回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 第 6 回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第 6 回新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う当該第 6 回新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 第 6 回新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求の通知に加えて、本第 6 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 第 6 回新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ本第 6 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、本第 6 回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

新都ホールディングス株式会社
東京都豊島区北大塚三丁目 34 番 1 号 D.T ビル 2 階

20. 振込取扱所

株式会社みずほ銀行 尾久支店

21. 第 6 回新株予約権の払込金額及び行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本第 6 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買受契約書に定められた諸条件を考慮し、当社の権利行使期間（2 年間）権利行使価額（第 6 回新株予約権 80 円）当社株式の 2020 年 12 月 7 日の株価（88 円）株価変動率（ボラティリティ 63.58%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（ Δ 0.144%）、当社の信用スプレッド

（20.32%、想定格付け：CCC、デフォルト確率：25.50%）取得条項（コール・オプション）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果を参考に、第 6 回新株予約権 1 個の払込金額を 123 円とした。さらに、第 6 回新

株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第6回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本第6回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

